

令和3年度 第1回
みどり市入札監視委員会 会議審議概要

開催日	令和3年7月7日（水）	
開催場所	みどり市役所 笠懸庁舎 第1会議室	
出席委員	石原栄一委員長、天川洋副委員長、植木誠委員	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	件数	<p>（備考） 令和3年4月1日委員委嘱後初会議のため、正副委員長の選出が行われ、互選により石原栄一委員長、天川洋副委員長と決定された。</p> <p>報告第1号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第2条第1号の規定に基づき、入札方式別発注工事等総括件数及び契約金額について、資料を基に事務局から説明。</p> <p>報告第2号として、みどり市入札監視委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、抽出委員である植木委員から次のとおり抽出結果の報告が行われた。</p> <p>【抽出結果報告】 抽出においては、①過去の審議状況、②執行方法の別、③金額、落札率、④応札状況、⑤工事等の種別、⑥発注担当所属の状況を考慮した。</p> <p>議案として、令和2年度下半期発注工事等の審議について、担当課長等から工事等の概略を説明した後、次のとおり審議が行われた。</p> <p>審議概要については別頁のとおり。</p>
条件付き一般競争入札	2	
指名競争入札	5	
随意契約	2	
合計	9	
委員会による意見の具申内容	<p>県内でも入札にかかる事件が多発しており、本市の予定価格事前公表は、入札に与える影響が少なからずあるものの、不正防止の一助となっていることについては他に先んじていると考えられます。</p> <p>今後も、更なる競争性の確保、透明性を確保した中で入札が適正に執行されるよう、一層の研究をお願いしたい。</p>	

質問等【委員】	回答【所管課又は事務局】
<p>1. 工 事 名：みどり市立笠懸西小学校（仮称）新築建築工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：建築一式工事 契約金額：2,483,800,000円（税込）</p>	<p>新築建築工事</p>
<p>JV（共同企業体）での参加資格であったが、参加申請が2者のみであったことに対して、市はどのように考えていますか。</p>	<p>十分に競争性が確保できるよう8グループのJV組合せが可能な資格要件を設定しました。結果として、手持ち工事の都合やJVの特殊性を考えると、JVを構成できた2者が参加したものと考えています。</p>
<p>2者の参加は適正だったと考えていますか。</p>	<p>適正だったと考えています。</p>
<p>2者のみの参加ということで、参加資格がやや適正を欠いたものと判断いたします。資格審査においては、過去の実績や近隣の状況を参考にされたい。</p>	<p>—</p>
<p>2. 工 事 名：みどり市小中学校情報通信ネットワーク整備工事 入札方式：条件付き一般競争入札 工 種：電気通信工事 契約金額：入札不調（落札者無）</p>	
<p>入札不調だったことについて、状況を説明願います。また、原課としてこの事態をどう受け止めていますか。</p>	<p>全国的なGIGAスクール構想による発注が集中する状況で、資材調達が困難なことが入札へ参加できなかった要因で、やむを得ない状況だったと考えています。</p>
<p>1者が参加申請したものの申請取下げにより入札不調となったが、本入札の参加資格を満たすことが想定される業者数は何者ありましたか。</p>	<p>20者です。</p>
<p>発注時期が適切でなかったことが想定されますが、GIGAスクール構想に伴い、やむを得ない時期だったのでしょうか。</p>	<p>新型コロナ対策として、令和2年度後半に国の補助金の関係で当該構想の推進が加速され、令和2年度中に事業完成をする必要があったものです。</p>
<p>入札は適正でなかったものと判断せざるを得ませんが、発注時の状況を考えると致し方ないものと考えます。</p>	<p>—</p>
<p>3. 工 事 名：花輪浄水場緊急遮断弁及び濁度計設置工事 入札方式：指名競争入札 工 種：機械器具設置工事 契約金額：16,500,000円（税込み）</p>	
<p>当該工事は毎年定期的に施工されるものですか。</p>	<p>毎年の工事ではありません。</p>
<p>設計はどのように行いましたか。</p>	<p>平成26年度に神戸浄水場に緊急遮断弁を設置</p>

	した工事を参考に、直営で設計しました。ただ、当時の施工から時間が経過していますので、物品価格など一部で指名業者のうちの数者より参考見積価格を徴取しました。
本件入札においては辞退及び失格無く、入札は適正に執行されたと判断します。	
4. 業 務 名：防火水槽撤去工事(大間々No.141)設計業務委託 入札方式：指名競争入札 業 種：測量業務 契約金額：1,155,000円(税込み)	
工事(議案第6号)に対する委託料が高額だと感じるが、内容を説明願います。	本件は工事にかかる設計ではなく、工事により近接建物への影響が生じるかどうかを調査したものです。
近接建物にかかる特別な事情がある工事だったのですか。	近接建物に対し、撤去する防火水槽が極めて近く接しており、防火水槽撤去により当該建物への影響が大きいことが想定されました。
業務の特殊性はあるようですが、入札は適正に執行されたと判断します。	—
5. 工 事 名：令和2年度小規模農村整備事業(西鹿田地区)市道笠懸1128号線農道整備工事 入札方式：指名競争入札 工 種：土木一式工事 契約金額：17,875,000円(税込み)	
指名業者選定にあたり、登録だけでなく実績などの技術的要件を考慮しないことが辞退に繋がっていることが考えられるため、指名業者選定について一考願います。	—
指名競争入札の中では比較的予定価格が大きい工事ですが、一般競争入札との棲み分けについてどのように考えていますか。	みどり市では2000万円で一般競争入札との線引きがされており、その状況においては2000万円以上が大規模工事に該当すると考えています。
入札は適正に執行されたと判断します。	
6. 工 事 名：防火水槽撤去工事(大間々No.141) 入札方式：指名競争入札 工 種：土木一式工事 契約金額：2,728,000円(税込み)	
特殊性も含めて工事内容を説明願います。	防火水槽が近接建物に極めて近く接しており、防火水槽を撤去することで当該建物が傾く可能性があったため、防火水槽を一部残した状態で埋戻しました。 今後、当該建物に影響が出ないように設計しなおして施工をする予定です。

指名業者のほとんどが辞退または失格であり、応札した2者も予定価格と同額でのくじによる落札決定であり、入札の体をなしていないものと考えます。 辞退理由の把握はしていますか。	手持ち工事の都合で技術者が配置できないという理由がほとんどでした。
指名業者の中でも特に失格となっている業者を中心に、およそ土木一式工事を主としていないことが想定される業者も含まれているようですが、指名業者選定の考え方を説明願います。	入札参加申請は、入札に参加を希望する業者の意思に基づいてなされているものであり、土木一式工種で入札参加申請をしている業者は、当該工種での入札に参加を希望しているものと判断しています。 そのことを踏まえ、申請工種を前提に業者選定委員会により業者選定を行っています。
本案件は競争性に問題のある入札であったと判断します。	—
7. 工 事 名：ながめ余興場舞台吊物設備ウインチ・舞台幕交換工事 入札方式：指名競争入札 工 種：建築一式工事 契約金額：7,810,000円（税込み）	
地元業者を指名しているようですが、専門性の高い特殊な工事にあたり、専門業者への発注を考えなかったのですか。	地元業者を優先的に考えましたが、下請などで専門業者の協力はあったものと考えています。
落札業者は当該工事のような専門的な施工実績はあったのですか。	ないと思います。
本案件は下請の制限はあったのですか。	ありません。
下請業者は地元業者ですか。	地元業者ではありません。
落札業者は他の応札者に比べ、かなり安価となっていますが、内訳のうちどの部分が要因となっているか分析はしていますか。	直接工事費において、官設計よりも安価だったものの応札業者の中で最安というわけではなく、経費部分で他者より安価であり、官設計とも大きく乖離していました。
設計金額との乖離が大きいということは、設計は適切なものだったのでしょうか。	設計は群馬県住宅供給公社へ委託し、県単価、3者見積等を踏まえ設計をしたもので、適切だったと考えています。
入札は適正に執行されたと判断します。	—
8. 工 事 名：みどり市小中学校情報通信ネットワーク整備工事 入札方式：随意契約 工 種：電気通信工事 契約金額：97,143,310円（税込み）	
議案第2号で入札不参加の業者を指名していると思われませんが、一般競争入札不参加の理由は確認していますか。	発注時期において、資材調達が困難だったために入札参加を見合わせたと聞いています。
入札参加有資格者以外からの業者選定は可能	原則として資格者から選定することが前提で

なのでしょうか。	すが、資格者の中に選定可能な者がいない等の場合、随契においては可能となっています。
本件工事の特殊性を考えると、入札参加資格者以外の者との随意契約も致し方ない状況だったと考え、適正に契約が行われたと判断いたします。	—
<p>9. 業 務 名：みどり市立笠懸西小学校(仮称)新築工事監理業務委託 入札方式：随意契約 業 種：建築関係建設コンサルタント業務 契約金額：37,840,000円(税込み)</p>	
随意契約の理由が競争入札に適しないものであると判断した根拠を説明願います。	新設校建設の基本設計・実施設計業者であり、内容を熟知していることから、施工にあたり適切な指示が出せる者であると考えました。
設計者が必ずしも適切な施工監理が出来る者ではないと考えますが、他業者を入れて異なる視点から施工監理をさせるという考えはなかったのですか。	設計から施工までをスムーズに進めるという観点から、他業者を入れることは考えませんでした。
他者の視点を入れるという意味で、競争入札を実施することは可能だったと考えます。設計者が監理をすれば都合のいい面もあると思いますが、それが競争入札に適しない理由にはならないと考えますが、担当課としてどう考えますか。	大規模工事を限られた工期で完成させなければならないことや、床板などで特殊な工法などが用いられ、高度な構造計算を要したことから、内容を熟知した設計者との契約を優先したいという現場の考えがありました。
本件契約は課題の残るものであったと判断します。	—